

まうあご むよせい

発行日 2015年9月25日
編集・発行 龍谷大学
矯正・保護総合センター
〒612-8577
京都市伏見区深草
塚本町67 至心館1階
TEL.075-645-2040
FAX.075-645-2632
発行責任者 福島 至
編集担当者 龍谷大学
矯正・保護総合センター事務局

rcrc.ryukoku.ac.jp



2014-2015年の活動を振り返って

龍谷大学
矯正・保護総合センター長 福島 至

前号から、1年ぶりの発刊となってしまいました。やむを得ない事情があったとはいえ、みなさまにはしばらくご無沙汰してしまいました。申しわけありません。

さて、矯正・保護を取り巻く新しい動きを踏まえながら、この1年の主な活動を振り返ってみたいと思います。

昨年12月には、本学深草学舎を会場にして、日本更生保護学会第3回大会が開催されました。開催当日は片岡弘法務省保護局長、大林宏日本更生保護協会副理事長の来賓をはじめ、300人を超える方々にお集まりいただき、盛会でありました。当センターの多くのメンバーが、企画者あるいはシンポジストとして、学会企画や大会企画などに関わらせていただきました。また、当センターとしても、この大会を後援させていただきました。司法と福祉との連携が深まる中で、社会内処遇の重要性が一層認識された大会となりました。

更生保護学会大会開催の時期に合わせて、当センターの建物（至心館）2階パドマにおいて、約2週間にわたり團藤重光文庫受贈記念展示会を開催しました。東大教授、最高裁判事、宮内庁参与などを歴任

された團藤重光氏は、没後その蔵書をはじめ、所蔵されていたすべての資料を当センターに寄贈されました。その内容の一端を学内外に明らかにするため、展示会を開催させていただきました。おかげさまで、こちらも300人以上の方々に参観いただきました。

2015年度に入って、7月11日に大谷光真氏（浄土真宗本願寺派前門主）をお迎えして、シンポジウム「宗教教誨の現在と未来～日本人の宗教意識～」を開催しました。矯正施設における教誨師の活動を通じて、現代社会において宗教の果たす役割や、死刑や犯罪者の更生などについて考える有意義な機会となりました。また、この時期にも第2回團藤重光展を開催しました。

改めて振り返ってみますと、この1年も慌ただしく過ごしてしまったという反省があります。しかし、当センターの特色が現れた1年であったとも思います。今後も、普段出会うことのない専門家、実務家、市民、研究者などが、センターの場を通して、新たな繋がりをつくり、一層の連携を深めていくことができるように努めたいと思っています。引き続き、センターの活動へのご協力、ご参加をお願い申し上げます。



センター主催 第5回矯正・保護ネットワーク講演会

2015年2月15日に開催しました第5回矯正・保護ネットワーク講演会では、松本サリン事件被害者で、NPOリカバリー・サポート・センター顧問である河野義行氏を講師にお招きし、「被害者から見た社会の理不尽さ」と題して、ご講演をいただきました。当日は、200人を超える方々にご参加いただき、講演会は盛況のうちに終了することができました。

被害者から見た社会の理不尽さ

こ う の よ し ゆ き
河野 義行 氏

松本サリン事件被害者
NPOリカバリー・サポート・センター顧問
元長野県公安委員

開催日時／2015年2月15日(日) 13時30分～15時45分

開催場所／龍谷大学 響都ホール 校友会館

●開催趣旨

龍谷大学は、100年以上に及ぶ浄土真宗本願寺派の宗教教誨を基盤としながら、1977年に刑事政策に特化した教育プログラムとして、矯正課程(現在の矯正・保護課程)を設置しました。それ以来、刑務官や法務教官、保護観察官などの専門職のほか、保護司や篤志面接委員、BBSなどのボランティアの養成に努めてきました。

また、2001年には、矯正・保護についての学術研究を推進する矯正・保護研究センターを設置しました。この研究センターは、2002年度からは、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業(AFC)に採択され、8年間にわたり研究活動を行ってきました。

2010年には、矯正・保護総合センターを開設し、矯正・保護課程の教育活動と研究センターの研究活動との有機的な統合をはかることとしました。さらに、総合センターにおいては、矯正・保護の分野における社会貢献活動も、事業の柱として明確に加えることとしました。その社会貢献活動の一環として、当センターでは、矯正・保護の実務家や関係する行政機関、民間団体、企業家、専門職の方々、地域の方々など、この問題に関心を寄せる多様な人びとに対し、それぞれの思索と相互理解を深めるため、議論・研修の場を提供する事業として、矯正・保護ネットワーク講演会を開催しています。

今回は、河野義行氏を講師にお招きし、松本サリン事件の犯罪被害者の視点から、ご講演いただくことにいたしました。

●プログラム

- 趣旨説明・講師紹介：福島 至（龍谷大学矯正・保護総合センター長）
- 講演：河野 義行氏（松本サリン事件被害者／NPOリカバリー・サポート・センター顧問）
- 質疑応答

●後援

浄土真宗本願寺派、共同通信社、朝日新聞京都総局、毎日新聞京都支局、読売新聞京都総局、日本経済新聞社京都支社、京都新聞、京都府保護司会連合会、京都府更生保護女性連盟、更生保護法人京都府更生保護協会、京都BBS連盟、NPO法人リカバリー・サポート・センター



開催にあたり挨拶をする福島センター長

はじめに—「理不尽さ」を生み出すものとは—

こんにちは。ただ今ご紹介いただきました河野義行と申します。ご紹介にあったように、私は20年前突然事件に巻き込まれまして、事件発生からたった2日で世間から殺人鬼と呼ばれるようになってしまいました。

殺人鬼と呼ばれるくらいだから、普段の生活はずいぶんひどいんじゃないかと思われるかもしれませんが、私は割と真面目に生きてきたとい

「被疑者」になる過程—警察捜査の端緒と概要—

事件が起こったとき、実は誰もが被疑者になる可能性があるんです。事件が起こりますと、警察は事件に近いところから捜査を開始していくわけです。例えば殺人事件であれば、その犯人というのは、統計的には、半分近くがその親族関係にあるという数字が出ているわけです。そうしますと、警察としては、殺人事件が起こったら親族を調べれば半分くらい犯人に行き当たるということです。ですから、自分は被害者だと思っても、まずは疑われる対象であるんですね。

それから、事件の現場の近いところに、容疑者、あるいは逮捕に

「疑惑」の萌芽—警察官の経験則がもたらしたもの—

では私は、何で疑われたのか。それを疑う相当な理由が、警察にはあったということなんです。警察官の経験則というものです。マスコミは、「どうもこの人がやっとならしい。」そういうところで終わることができるんですけど、警察というのはいったん疑ってしまうと、やっていないという立証ができるまでは容疑者から外せない。結果的に、私は約1年間、警察から容疑者扱いを受けました。

では、警察が疑う相当な理由、一体何があったのかと言いますと、まず1994年6月27日の深夜に事件は起こっております。そのとき、私は会社員をやっておりました。夜8時ごろ、仕事を終えて家に帰り、家族で食事をしたりテレビを見たり、普段と変わらない一日が終わろうとしておりました。

そうした中で、突然犬が異常を起こす。口から白い泡を吹いて、けいれんを起こして死んでいく。そういうことが起こりました。それに引き続いて、今度は妻の体がおかしくなった。犬と同じような状況になったんですね。犬が異常を起こしたとき、私はいったん犬を見に外へ出ました。

そして、部屋に戻ったときに、妻がそういう状態になっていたんです。私は、すぐ救急通報をしました。離れに長男と次女が住んでいましたので、インターホンで「お母さんが大変だ、みんな来るように。」と連絡を取るわけです。

その後、私は簡単な救急措置で妻の気道確保をしたり衣服を緩めました。そんなことをしている間に、私の体がおかしくなります。その異常は、視覚の異常から始まりました。部屋の中がとても暗く見えるんですね。これは後に分かるわけですが、縮瞳という現象で瞳が小さく縮んでしまっ暗く見えていたんです。

このとき、私は「1秒でも早く、救急隊員を妻のところへ誘導したい。」と考えました。そういう思いがあったから、苦しんでいる妻のところを離れて、玄関まで移動して救急車を待っていたんです。

でも、実はこの行為が、警察官の経験則的に、不自然だったんです

う自負を持っております。それでも、殺人鬼になってしまう。マスコミがそのような印象を与える報道を繰り返して、世間がそれに反応してしまったんですね。

私はあくまでも被疑者です。それでも、社会からバッシング、あるいは排除が行われるわけです。犯人というのは、あくまでも裁判で有罪が確定したときと規定されているわけですが、私の場合は、マスコミの「どうもこの人がやっとならしい。」だけでそうってしまったんです。とても理不尽だ。そんなふうに思います。

値するような人がいなかった場合、少しずつ範囲を広げていく。そういう意味では、その事件を起こす可能性がある人、つまり、物理的にやればできる人というのは、全員被疑者になるわけです。例えば、「事件が起こって、そこに白い車があった。」という証言があれば、白い車の人は、一応全員疑われていくということなんです。

一つの事件が起これば警察は、ある数の被疑者を対象に、絞り込んでいくわけですが、その人たちはほとんど「あの事件をやったのはお前しかいない。」と、みんな言われるんです。一つの事件で、20人、30人、そういうことを言われるのが現実です。

ね。後の事情聴取で、「河野さんね、普通であれば、奥さんが苦しんでいるときに、奥さんのところを離れる。こういうことはしないんだ。」と言うんです。「あなたの行動というのは非常に不自然だ。」こういうふうには



講演する河野氏

れました。警察の私に対する最初の疑惑はそこから始まっているんです。非常に些細なことです。

そして、医師の適切な判断により一命を取り留めた私が、翌朝やって来た刑事の事情聴取を断ったことで、二つ目の疑惑が生じていくわけです。

何で断ったのか。命はつながったけれども、まだ、事情聴取を受けられるような状況ではなかったんです。熱は39度を超え、体の至るところがもう勝手にけいれんを起こしている。そして、酸素マスクをつけて、体にはモニター発信器が取り付けられて、看護師が私を監視している、そういう状況です。主治医の先生が、後のオウム裁判で、あのときの河野さんは危ない状態だったと証言しておりますように、無理だから断ったんです。

しかし、警察から見たときには、警察から見る景色があるんですね。事情聴取で「河野さんね、一被害者であれば、警察の事情聴取を断る。これは不自然だ。」と言われました。苦しんでいる妻のところを離れて、そして、警察の事情聴取は断る。疑惑が重なっていくんです。

そして、その三つ目の疑惑というのが、事件当日についてです。事件の翌日の夕方、刑事が来て、「昨日は何をやっていましたか。」こんなふう

に言うわけです。私は、まったく答えられませんでした。

言えない理由は、後で分かりました。サリンを吸ったときに、記憶の領域が侵されるんですね。私も、入院早々、もの名前がまったく出てこないことに、自分で気が付きました。そうした中で、「昨日、何をやってたの。」と言われてたって、答えられないんです。しかし、警察は「こいつは何か隠しているに違いない。」と、そういう確信をだんだんと強めていくんですね。

そうした中で、決定的なものが薬品の所持です。私は大学を出て、京都の薬品会社に勤めた経歴を持っておりまして。そして、そのときに趣味

で写真を撮っておりましたので、松本に行っても、引き伸ばし機を持って写真の現像を自分でやっていたんですね。そのときに、現像液として青酸化合物を、青酸銀、青酸カリの2種類持っていたんです。

警察から見れば、一般家庭にない薬品で、しかも猛毒。もし、この薬品が7人が亡くなった原因物質であるならば、警察は証拠としてそれを保全しなければいけない。そう考えるのはごく当たり前のことですね。警察は、裁判所に強制家宅捜索の令状を出して、その令状を持って私の家に事件翌日の夕方から入り、薬品類を二十数点押収しました。

「あの男が犯人だ」—マスコミの経験則がもたらしたもの—

その日の夜10時、警察は、マスコミに対して記者会見を行いました。このとき、長野県警は私の名前を伏せて発表、匿名発表を考えていたんです。ところが、上級庁の警察庁が、実名発表をしろという指導を行って、結果的に実名発表になったわけです。

河野義行宅を強制家宅捜索した。その結果、薬品類数点を押収した。薬品の中には、殺傷力のある薬品も含まれている。そして、今回強制家宅捜索をした罪状、それは被疑者不詳の殺人罪。こういう発表だったわけです。

ここで、今度はマスコミの経験則が働いたんですね。個人の住宅を警察が強制捜索して、警察がその家の主を実名発表したという事実によって、あの男が犯人という方向がそこで出来上がってしまったんです。そうしますと、いろいろな記者が、いろいろなところへ行って、いろいろな情報を取って来て、この男はこんなに怪しい部分を持っているというのが選択されて記事にされて、いわゆる犯人視報道が繰り広げられていきます。そして、その記事を読んだ人、あるいはテレビの番組を見た人は、「あの男がやったんだ。」という一つの確信を持ってしまふわけです。

当時警察が、事件の情報、例えば、捜査はどこまで進んでいるとか、容疑者はこういうふうになっているとか、そういうことをマスコミに対してきちんと説明していれば、あんなにひどい報道にはなっていかなかったと思います。

では、警察が悪いのかと言ったら、そうじゃないですよ。警察は、法律の縛りがあるということです。例えば、「刑事訴訟法」第47条では、「起訴前の捜査情報は開示せず」とあるわけですね。そうすると、警察が逮捕して検察が起訴するまでにそういう情報を出すのは違法行為になるわけです。あるいは、「警察法」第42条第1項の「守秘義務規定」ですね。基本的に、警察は事件に関してしゃべれないんです。

そういう状況のなかで、優秀な記者というのは、言ってみれば警察官に守秘義務を破らせることをしてリーク情報を取って記事にしているわけです。警察幹部の自宅まで行って、「朝駆け夜討ち」をしながら情報を取って、よそより先に報じたら、「うちはスクープだ」「うちの勝ちだ」なんていう競争をマスコミはしているんです。ですから、事件報道というのは、非常に危うい橋を渡りながら記事が書かれているという、そういう認識が必要だということなんですね。

さらに、マスコミからすれば、例えば記者クラブに入っていれば、お願ひしなくても警察から事件の概要とか、被害者の状況とか、そういうものはペーパーでもらえるわけですね。ちょっとした記事を書くくらい



ものは、何の取材もしなくても、言ってみれば情報をもらえる。これ以上ありがたいものはないわけです。だから、どうしても警察情報に偏る傾向になる。これはしょうがないことだと思うわけです。

ですから私の場合も、6月28日、強制家宅捜索が行われて、翌日から犯人視報道というものが出てくる状況になったわけです。でも最初は、まだサリンというものが出てきていない、その時期です。だから、何だか分からないけれども、7人が死んで数十名が負傷して入院した、とてつもない大きな事件だということで、マスコミは情報を他社よりも早く流そうという競争に入っていくわけです。

そうすると、どうしても誤報が出てくるんですね。最初の記事というのは非常にわけの分からない記事で、例えば、一面で「会社員宅を被疑者不詳の殺人罪で強制家宅捜索」、そして「薬品類を押収」という記事が出ます。そして同じ紙面のその下に、「この会社員は薬品の調合を間違えて毒ガスを発生したらしい」という記事が出ました。これでは殺人なのか過失致死なのか分からないですね。それくらい混乱しておりました。

それから、いろいろな疑惑を補強する報道が繰り広げられるわけです。例えば、先ほど言ったように、私が京都の薬品会社に勤めていた事実を記者が知りますと、記事は「この男性は、薬品会社の勤務経歴を持っている」、「薬品の知識は非常に詳しい」、そして「この男は、いつも薬品を取り扱っていたらしい」という記事が出ます。

そうしますと、それを讀んだ人は、「ああ、この男は薬品会社に勤めていて、いつも薬品を取り扱っていたんだ。」ということになるんです。そういう話が、どんどん疑惑で補強されていきますと、もう「あいつがやったに違いない。」となってしまい、大勢の人が「あの男が犯人だ。」と思ってしまう。

そうしますと、大勢の中から、「7人も殺した、そんな悪い男。俺がこらしめてやろう。」という熱い人が出てくるんですね。6月29日から、私の家に無言電話と嫌がらせの電話が鳴りやむことがないくらい入ってきました。それを対応していたのが当時高校1年生の長男です。

長男は、これはたまらないということで、「無言電話や嫌がらせの電

話が半端じゃない。もう電話番号を変えてほしい。」と病室に来て言いました。もちろん、電話番号を変えれば、そういう電話は入ってこない。百も承知です。しかし、私はあえて反対しました。

「電話番号を変えるということ、それは現実から逃げる、そういう行為になるんだぞ。ここで逃げているら世間からつぶされてしまう。大事なこと、それは、お父さんは何も悪いことをしていないんだ。悪いのは向こうじゃないか。でも、ここで大事なのは、自分の心の位置を少し高く持とう。何を言われても、何をされても、許してあげる。そこに心の位置を置いて普通に、まず生活しよう。そして、どんな電話に対しても、

1つの「決意」—永田弁護士との「出会い」—

6月29日、長男が血相を変えて病室に入ってきて言うんです。「お父さん、テレビを見て。お父さんのことを殺人者扱いしているよ。そして、僕はその番組を録画した」。私は、「殺人者扱い」に反応しました。そして、「そんなテレビ局は許さんぞ、訴訟を起こそう。」と考えたんですね。

私は長男に、「知り合いの大槻さんのところへ行って、弁護士を紹介してもらって来い。」と指示を出しました。そして、長男は、大槻さんのところへ行きまして、「お父さんが弁護士を紹介してほしいと。お願いします。」と言うわけですね。その際、大槻さんは非常に悩んだと聞いております。何を悩んだのか。それは、どの弁護士にしたらいいのかということ。言ってみれば、私は世の中の敵みたいな状態になっているわけです。そうしますと、「若い弁護士では、おそらくつぶされてしまうわな。よほど腹の据わった弁護士でないともたないだろう。」というふう考えたんですね。そして、もう一つは「売れっ子の弁護士は忙しすぎる。ちゃんと見てもらえないだろう。」というふうに考えました。

ですから、むしろ少し暇な弁護士の方がいいんじゃないか。腹が据わって暇な弁護士というところで探したわけです。そして、私の自宅の割と近いところに事務所を出している永田恒治さんに白羽の矢が立つわけです。

大槻さんは、「河野の弁護を引き受けてほしい。」とお願いに行きますが、永田弁護士の家族や友人は全員反対でした。「あんた、そんなものを受けちゃいけない、やめとけ」と言われるんですね。

何でそんなことを言われるか。それは、この日本では、とてつもなく悪い男を弁護したときに、その弁護士も悪い弁護士としてたたかれるのを、永田弁護士の家族も友人も知っていたんですね。だから、「やめとけ」と言ったんです。

例えば、麻原彰晃さんの私選弁護士に横山さんという人が最初に付きましたよね。もう、世の中は総バッシングなんです。依頼人に頼まれて、弁護を受けただけでも悪い弁護士になってしまうというのが現実なんです。

大槻さんが永田弁護士のところへお願いに行ったときに、永田弁護士が最初に言った言葉は、「弁護士は払えるんですか。」というものでした。何で、そんな話が出たのか。世間では私の逮捕というのは誰もが疑っていない、もう近々逮捕だと思っていたんです。逮捕された人間というのは、経済的にはもう底の底へいくわけです。だから、そういう話が出たんです。

このとき、大槻さんはこう言ったんです。「河野くんが弁護士料を払え

正面から真摯に対応しようじゃないか。無言電話であったならば、『あなたはおっしゃることがないようですから、この電話は切らせていただきますよ。』と断ってから電話を切ろう。そして、あまり刺激的なことは言うてはいけない。相手がより熱くなるような、そういうことは言わないで、できるだけ冷静に、真摯に対応しよう。」と。

そんな報道が続いて、そんな被害が出る。そしてしばらく後から今度は週刊誌報道です。新聞が事件報道をした後、週刊誌はいろいろな記事を書くわけですが、ここで私のプライバシーというのが丸裸にされて、「とんでもなく悪い男」像を定着させる材料となっていきます。

ないとは思っていない。しかし、そういう心配もあるかと思って、お金を持ってきた。」そして、ポケットから300万円を出して、「着手金として取っておいてもらいたい。そして、もし河野くんが弁護士料を払えなかったとき自分が全額もつから。」と。

永田さんは代理人を受けてくれましたが、大槻さんがお金を持って行ったからではないんです。お金は受け取りませんでした。では、何で受けてくれたのか。それは、事件の翌日、裁判所が出した令状のあり方です。裁判所が殺人として強制家宅捜索の令状を出しておりますが、このとき分かっていることは7人が死んだということだけなんです。

亡くなった人が、なぜ死んでいったのか、その原因、あるいは原因物質も分かっていない。言い換えるならば、事件なのか事故なのか、それすら分かっていないのに、「裁判官はこれをどうして殺人と言えるのか。こんな馬鹿な令状は許されるわけがない。」と考えて受けてくれたんです。

新聞に「会社員に弁護士が付いた。」という記事が流れます。世の中は一斉反発ですね。「あの男は7人も殺しておいて弁護士を雇って自分の罪から逃げようとしている、なんてやつだ。」という反応が一つです。

そして、もう一つは、「そんな悪いやつを弁護する弁護士も弁護士だ。」という反応です。永田弁護士の事務所には、弁護士を誹謗中傷する電話・ファクス・手紙が殺到し、「おまえは知名度を狙った悪徳弁護士だ。」「おまえは金目的の乞食弁護士だ。」とまで言われたんです。

そして、私の弁護を引き受けて約1年間、つまり、私の疑惑が晴れるまで、永田弁護士の仕事はゼロになりました。1件も入って来ないんです。「そんな悪い弁護士には仕事を出さない。」という世の中の反応だったわけですね。

永田弁護士は、最初に病室に来たとき、「僕は黒を白にする、そういう弁護はしないから」こういう言い方をされました。私は、「当然それで結構ですよ。」と言いました。続いて弁護士は言いました。「河野君は、いま事件に関与していないと言っている。もしこれが、あとでひっくり返ったとき、おそらく自分の弁護士生命はそこで終わると思う。そう



いう意味では、君の弁護を引き受けたということは君と心中する、それくらいの覚悟で引き受けている。だから決してうそだけは言わないでほしい。」と。

しかし、約1カ月、つまり入院中の間、私と永田弁護士の考えは全くかみ合っておりませんでした。私はあくまでも「テレビ局に対して裁判を起こそう。」と言ってお願いをしているのに、永田弁護士は、「僕に弁護を依頼するなら、ここに名前を書いてほしい。」と弁護士の選任届の用紙を出して、刑事弁護というふうに考えていたわけですね。

そして、一番かみ合わないのは、警察に対する思いの違いでした。入院中の警察は、とても親切でした。私は、もう熱がずっと出ておりま

して、口の中が本当にすぐにバリバリ渴いてしまう。そうすると、警察官がすぐ水を用意してくれた。6月28日から警察は私の病室に張り付いて24時間、言ってみれば監視をしていたわけですが、「ああ、警察って看病までしてくるんだ、いいところだな。」と思っていたんです。警察は私を守ってくれるところ、そう思っていたんですね。

これに対して弁護士は違いました。「河野君な、警察がおまえさんの潔白を証明してくれる。そんなふうにと考えたら、それは間違いだ。警察は犯人をつくるころなんだ。」と、こう言っていたんですね。だから、「そんなことをするわけがないでしょう。」とかみ合わない状態が約1カ月続きました。

「世間」の影響力—退院—

7月30日、私は退院しました。これは、体がよくなって退院したんじゃないんですね。退院させられたんです。なぜ、させられたのか。世間の噂なんです。

事件が起こったとき誰もが、会社員は早々に逮捕されると思っていた。しかし、1ヶ月たっても会社員が逮捕されない。そして、噂が流れました。「あの病院は犯人をかくまっている」。こういう噂が松本市内の至るところで聞かれるようになりました。

私や私の家族を本当に精一杯守ってくれた病院でも、世間の噂には勝てなかったんですね。主治医の先生は当初、「河野さん、熱が下がって、3日、4日、様子を見ないと退院はさせられませんかよ。」と言っていたんですが、そういう噂が広がると、病院の事務長が「河野さん、治療費もかさむ。」と言います。「自宅でも治療できるから退院してもらいたい。退院したときは、病院は往診ということで面倒を見るから、もうとにかく出て行ってほしい。」という話に変わったんです。永田弁護士が、院長や事務長に「まだ、河野君の体はよくない。一日でも長いこと、置いていただきたい。」と懇願しましたが、認められなかったんです。だから、私は7月30日、サリンの後遺症を持ったまま退院ということになったんです。熱は、37度6分、頭痛はしている、下痢はしている、口の中は相変わらずずっとバリバリに渴いてくるという状況です。そのような状況であれば、退院したらすぐに自宅でゆっくり休息をとるのが当たり前のことでしょうか、当時世間は、その当たり前のことを許してくれませんでした。

退院の前日です。担当刑事が来て、「河野さん、退院したら、まずは警察に出て来てほしい。押収した品物の確認作業もしたいし、突っ込んだ話もしたい。」と言いますね。

私が「体調がよくないから行けるかどうか分かりませんよ。」と言うと、その刑事は、「河野さん。もし、河野さんが退院してすぐ家にもつたら何が起ころるか分かりませんよ。過激派があなたの命を狙っている。そういう噂も流れている。また、あなたが家にこもってしまったら、大勢のマスコミが塀を乗り越えてなだれ込んで来ますよ。まともな生活はできなくなる。だから、まずは警察に出て来てほしい。」と、こういう言い方をするんです。

私は、永田弁護士と友人を呼んで、そのことを相談しました。どうするかということです。結論は、「河野君、体はつらいだろうけれども、一度は警察に行かないと世間が納得しない。だから、事情聴取に応じようじゃないか。」ということになりました。

「世間」というのは漠然としておりますけれども、大きな力を持って、警察やマスコミにも影響を及ぼす。そういう力を持っている面倒なものなんですね。だから、事情聴取のとき、任意の事情聴取、つまり参考人として出かけていくわけですが、ほとんどのマスコミは、そこで私は逮捕されてしまうと考えていたようですね。後で聞いた話ですが、ほとんどの記者が「河野、逮捕へ」という予定稿を書いていたそうです。

私は、7月30日、8時に病院の玄関を出ると100人くらいのマスコミに囲われました。そして、一斉に写真を撮られてテレビカメラを回されるわけです。そのテレビを後で見ると、面白いんですね。付き添いにピントを合わせているんです。

これはどういうことかと言いますと、私が退院するまで約1カ月の間、大勢のマスコミは、私の周辺のあるところへ行って、私の写真を手に入れようとしていたんです。逮捕したときに使う写真を何とか集めようとしていたんですけれども、誰も出さなかったんです。だから、私が退院するまで河野というのはどんな男か誰も知らない状況だったんですね。

「対決」表明—記者会見—

私は退院して、まず記者会見を行いました。なぜ、記者会見をしなければいけないのか。取材の要請が半端じゃないんです。一日に50社くらい取材要請がきて、それを断るだけで4、5時間を長男は費やしている。まともな生活はできないんです。だから記者会見で一度に済ましてしまおうということで、会見を弁護士事務所で開催しました。

ここで私が言ったのは、まず、私は事件に関与してしないということ自分の声で表明しました。そして次に、マスコミに対しての抗議です。「あなた方はいろんな誤報を流している。そうした中で、いまだに謝罪はおろか、記事の訂正すらしていない。私や私の家族が、あなた

方の報道によってどれだけつらい思いをしているのか、よく考えてもらいたい。誤報は速やかに訂正するように。」という抗議の記者会見ですね。

どこのマスコミだって、報道倫理綱領に、誤報は速やかに訂正と書いていますが、訂正しないんですね。なぜ、しないのか。それは、もうあの男は早々に逮捕されて圧倒的に弱い立場になるわけだから、「記事が違っているなんて文句は言わないだろう。」というふうにと考えていたんじゃないかと思います。しかし、大事なことは、私が強い人間であろうと、弱い人間であろうと、誤報は誤報ということです。それすら当時のマスコミはやらなかったんですね。

警察との「戦い」—事情聴取—

そして、警察の事情聴取に出かけていくわけです。このときは、こちらがお願いしたわけではありませんけれど、主治医の先生が診断書を書いて持たせてくれました。その中に「警察の事情聴取は2時間が適切である。それ以上の事情聴取をする場合、医師の判断を必要とする。」という文言を入れてくれました。

警察は、「こんなことをしてくれては困るんだ。捜査の妨害だ。撤回しろ。」と主治医に迫って反対しました。しかし、主治医の先生は、「私は、河野さんが良い人か悪い人かを判断する立場にない。自分は医師だ。私の仕事は、河野さんの痛みをとることなんだ。」と、警察がいくら圧力をかけても自分の主義・主張は変えなかったんです。そういう意味では、医者も守ってくれていたんですね。

診断書を持って警察に行くわけですが、まず診断書を渡して、体調がよくない。事情聴取の時間も配慮してもらうように言って診断書を渡しました。そうしたら、「河野さん、これに名前を書いてくれませんか。」と書類が出てきました。見ると、ポリグラフの承諾書と書かれておりました。警察でいうポリグラフ、これはうそ発見器のことですね。

そして、承諾書があるということ、これは、裏返せば任意だということですね。承諾書は任意だからいるんです。つまり、任意ということなら、嫌なら断れば良いということ。しかし、私はあえてサインをしました。なぜしたか。それは、ポリグラフという機械が私の潔白を証明してくれると思ったんですね。

しかし、この考え方は間違いでした。警察が、ポリグラフを受けてほしいというとき、それは裏返して言えば、警察はその人がやったという証拠は何もないということです。証拠が何もないから、警察の疑問・疑惑をポリグラフという機械を通して、ダイレクトにその人につけるんですね。そして、わずかな事実・真実でもいいから引っ張り出そうとする、これがポリグラフ試験です。ですから試験を受けた後、言われる言葉も大体決まっているんです。「機械は正直だ。あんたにとって不幸な結果が出た。」こう来るんですね。

ポリグラフの内容というのは、当時、捜査本部が考えていた内容です。つまり、「サリンができる2段階前の薬品、メチルホスホンサンジクロイドという薬品に、イソプロピルアルコールというアルコールを混ぜて、サリンを私が発生させた。そして、現場に薬品の残ったものや容器がまったくないのは、長男が隠したからだ。長男と私は共犯である。」と思っていたんですね。

当時、長男には尾行がついていたそうです。「まいてきたよ、お父さん。」とか言っていましたからね。それくらい、警察は長男と私は共犯だと思っていたんですね。ですから、ポリグラフの質問内容もそれに沿って行われるわけです。

項目は6項目でした。サリンが発生した場所、自分がサリンをつくった目的、こういう薬品を知っている、こういうアルコールを知っている、薬品の入手方法、誰かに何かを指示、例えば、あなたは息子に薬品や容器を隠せというふうに指示をしましたね、といった6項目6質問、36問を約1時間やるわけです。

試験を受けている間に、何となく自分は犯人にされてしまうのかなという気持ちになってくるんです。だから、できるだけ反応が出ないようにしようということを考えました。

横軸が時間軸で、例えば質問があつて何秒後に答えを言ったかが横軸に出るわけです。うそを言う場合は、早くなったり遅くなったりとか、

そういうところも見られます。ですから、私は質問を受けたときに5秒数えて答えるようにしたんですね。「あなたが、サリンをつくった目的は威力を試すためですね。」と言われたときに、5秒数えて「いいえ。」という感じでやっていたんですね。

いずれにしても、1時間くらい試験をやりまして、次は取調室です。ぶっさらばうに刑事が「機械は正直だ。」と言いました。だから、「それは反応が出たという意味ですか。」と聞いたら、「そうだ。」と言う



参加者の質問に答える河野氏

んです。「どこで反応が出ましたか。」と聞いたら、「私が息子に容器や薬品を隠せ。そこで反応した。」と言うんです。「じゃあ、そのポリグラフの用紙を開示してください。」と要求しました。

私は、ポリグラフが終わった後、人のグラフを見せて、「おまえはうそを言っていると言われても嫌だ。」と思って、終わったときに、この用紙が私のものであるということを担保するために、名前を書いたんですね。そして、どこで始まったんですかと、始まったところ矢印を、終わったところに逆の矢印を入れておきました。

だから私は刑事に、私の名前の書いてある用紙で、「最後がふれているかどうか確認させてもらいたい。」と要求したんです。そうしたら、「できない。」と言うんですね。

そこで、「私は一切うそをついていないですよ。それなのに、刑事が言ったことが本当であるならば、その機械は使い物にはなりませんね。」と言ったんですね。そうしたら、ポリグラフの話はそこで終わってしまいました。こちらとしては、用紙を見せないと納得しないわけですよ。でも、向こうはやはり見せられない相当な理由があったということでしょう。ポリグラフの勝負は私の勝ちでした。

そして、「誰々がこんなことを言っていたぞ。」といういろいろな伝聞です。例えば、見舞客の中で、複数の人が「あんたが薬品の調合を間違えた。」としゃべっているのを聞いた人がいるとか、ある確かな人が、私が息子に「薬品や容器を隠せ。」と言っているのを聞いた人がいる、全部聞いた人がいるとかをどんどんぶつけてくるんですね。明解に否定すると、その話も終わってしまう。

次は「利益の供与」です。「河野さん、いまなら間に合います。」と言うんですね。「何が間に合うんですか。」と聞いたら、「いま、罪を認めたら過失致死にしてくれる。」と言うんです。「認めなかったら、殺人だ。」と、こういうふうに言いました。

私はこのとき、「仮に『軽犯罪法』違反にしてやると言われても、やってないものはやってないと言えないでしょう。」と、こういう言い方をしました。煮ても焼いても食えない被疑者だと思ったのか、警察は少し方向を変えてきました。ターゲットを息子に変えてきたんですね。

私が事情聴取を受けている同じ時間帯に、自宅で3人の刑事が息子を取り囲んで尋問をしておりました。「僕は、容器をどこに隠した。」

「薬品をどこに隠した。」と言われております。

そして、一人の警察官が「おやじは吐いた。」と、こう言ったんですね。「お父さん自身、罪を認めているんだ。だから、僕がいくら隠してもどうなるものでもない。僕も早く罪を認めて、本当のことを言いなさい。」これをやったんです。「切り違え尋問」ですね。被疑者が複数いるときに、「おまえの仲間はみんな、吐いちゃっているんだから。警察はみんな分かっているんだから、おまえもしゃべれ。」という手法を、高校1年生の子どもにやったんです。

これは、私にとって非常に危ない橋です。長男が「お父さん自身そう言っているのなら、そうかもしれない。」と一言、言ったらアウトです。私は7月30日、逮捕されておりました。息子はそこで踏ん張りました。「お父さんは、そんなことをするはずもないし、言うはずもない。」ときっぱり否定したんです。だから、帰って来られたんです。

ただし、この日の事情聴取は7時間半で、医師の2時間が限度だという診断書は無視されました。いくら、何とか口を割らせようという思いは分かれますけれども、やはり不適切な事情聴取と言えると思います。

次の日、今度は「自白の強要」を受けるわけですね。もう、体がくたくた。もう、つらいから机に肘をつけて事情聴取を受けていたら、担当刑事が出て行って、ほかの人が入ってくる。非常に身なりのきちんとした人で上司だと思いました。その人が言った言葉は、いきなり「姿勢を正せ。」でした。『自白の研究』という本が出ていますが、その中に、自白の第一歩は、その人のプライド、自尊心を剥ぎ取ることから始めると書かれております。つまり、私のプライドを剥ぎ取るために、「姿勢を正せ」と言ったんです。

私は、「こんなつらい体で警察の捜査協力に来ているんだ。あんたにそのようなことを言われる筋合いはない。」と突っぱねたんです。そうしたら、その人は私を指さして、「おまえが犯人だ。おまえは、亡く

なった人に申し訳ないと思わないのか。警察は、おまえの44年間の生活の全てを分かっている。さっさと、自分がやったと罪を認めろ。」と言ってくるんですね。

いくら否定しても聞く耳を持たない。それは、その人の役割なんです。ちょっと顔が怖そうだったから選ばれたんだと思いますけど、その人に自白の強要を受ける。小一時間、「やった、やらない。」という話が繰り返わけてですけど、私も我慢の限界がきました。

「こんな失礼な事情聴取であれば、もう警察には協力できない、帰らせてもらう。」と、席を立ったんですね。そうすると、3人の刑事が慌てて、「河野さんの潔白は、河野さんが証明しなきゃいけない。だから、事情聴取を続けるように。」と説得にかかるわけです。

しかし、よく考えてみてください。疑われた人が、自分がやっていないという証明をする必要があるのかということです。法律は、そういうふうにはなっていません。警察、検察が、私のことを犯人だと言うのであれば、彼らが証拠を持って立証しなきゃいけない、それが法律なんです。こちらが証明する必要は、さらさらないんです。

ところが、世の中はその法律と逆に動いているということです。私が何もしていない、真っ白だと言ったときに、世間やマスコミは当時「あんたが白だと言うのであれば、あんたは白であることを証明しろ。そして、それができなかつたら、あんたは黒なんだ。」という言い方をしました。自分でやっていないという証明をできなかったときに、世間的には黒にされてしまう。こんな理不尽な話はないでしょう。でも、それが現実なんです。大事なこと、それは原理・原則・法律がどうなっているんだということを考えながらものを言わないと、とんでもない世の中になってしまうということなんです。

「反撃」の狼煙—ある「覚悟」が導いたもの—

7月31日も7時間半の事情聴取を受けて、そして、警察は「また明日も任意で出て来い。」と言うんです。私はすぐ、弁護士・友人を呼んで、どうするか相談するわけです。任意の事情聴取を拒否することは、まさに警察に対して逮捕のきっかけを与えるということになります。そうかと言って、この状態を延々と続けて体が弱り切って逮捕されたら、「何もしていないのに、『私がやりました』とたぶん言うだろうな。」と考えました。そして、考えに考えた結論は、逮捕はやむなしで、事情聴取を拒否しました。それと同時に、逮捕に備えて準備を始めるわけです。まず、資金手当てですね。私が逮捕されてしまったとき、当時中3、高1、高2の3人の子どもたちは、子どもたちだけで生きていかなきゃいけなくなる。そして、意識不明の母親も守ってほしい。私は、ありったけの財産を、子どもの意思で全部処分できるように段取りをしました。お金や通帳、印鑑、家の権利書・土地の権利書を子どもに渡して、「売らなきゃいけないときには、この人へ持って行って相談しろ。」、そして「二束三文でいいから売ってしまえ。」と、そこまで当時はやりました。それから、弁護団を組みました。7名の殺人、600名の殺人未遂事件ということになったら、とてもじゃないけど永田弁護士1人では足りませんよね。地元の弁護士をもう1人入れて、さらにサリン事件で戦っていくということは薬品のプロが要るので、薬品に詳しい弁護士を探しました。薬品のプロといわれている東京の梶山正三弁護



参加者の質問に耳を傾ける河野氏

士も入れて、3人の弁護団を組むわけです。

さらに、警察は自分の何を疑っているのか、それを全部書き出しました。私は事情聴取をやっている間、全部メモを取っておりました。刑事は、それを嫌がって、「1対1の話で、メモなんかいらないうらう。やめろ。」と言われました。

私は、その刑事に「事情聴取のときにメモを取ってはいけないという法律があるんですか。」と聞いたわけですね。「そんな法律はない。」と言いました。「じゃあ、私は、自分の言ったことは責任がありますのでメモを取ります。殺人事件は時効まで15年あるから慌てることはないじゃないですか。」と私は言って、メモを取り続けたんですね。そのメモを全部読みながら、警察が私の何を疑っているのか抽出していくわけです。QCとか、TQCの手法でつぶし込んでいく。そういうことを約

1カ月やって、「闘う場所は法廷」ともう腹を決めていたんですね。

それが終わって次にやったのは、マスコミの取材に応じ自分の主張を電波に飛ばして世論を中立にするという作業です。取材というのは、何十社も来るわけですから、選択権はこちらにあります。そこで、東京のキー局を二つ選びました。そして、取材する条件は、科学的検証です。心情で訴えたって何の役にも立たないので、大学の化学の教授を呼んで検証していく。そういうことをやったわけですね。

そのような中で、暮れになります。もう、捜査員もたくさんですよ。捜査本部では事件が起こったとき、警察官の超過勤務は1カ月に200

時間から300時間といわれています。300時間の残業ということは、1日10時間の残業なんです。それが半年続いたら士気は、どうしたって落ちてくるわけです。

そこで、捜査本部は士気を高めるために、「河野に年越しそばを食わせるな。」というキャッチフレーズをつくって、何が何でも年内逮捕ということを決めたわけですよ。それに対して、私は市民集会で対抗しました。江川紹子さんと呼んで、「えん罪」というテーマで講演会をやって切り抜けていくわけです。

「終戦」の来訪—被害者への仲間入り—

流れが変わったのが1月1日の『読売新聞』のスクープ記事です。「山梨県の上九一色村でサリンの残留物が見つかった」という記事が出ます。そして、この頃からオウム真理教というものが表に出てくるんですね。

こちらとしては、今度は攻撃を開始するわけです。2月6日、「反省のないマスコミに対しては訴訟の用意がある。」と記者会見を打ち上げるわけです。3月3日、今度は警察に対しての逮捕のけん制球です。日弁連に、「私は長野県警から人権侵害を受けている。日弁連は警告書を発するように。」と人権救済の申立てをするわけですね。

しかし、警察は私が容疑者でないということが立証できるまでは容疑者から外せないで、平行状態は変わっていきません。「何か手を打たないと。」と考えました。3月20日、地元新聞提訴に踏み切るわけです。「2千万円の損害賠償金を払え。そして五大紙に謝罪広告を載せろ。」という提訴をしたわけです。そして、まったくの偶然です。

私が提訴したその日、東京で地下鉄サリン事件が起こりました。

そして、私はマスコミ的には白くなっていく。しかし、警察は、私がやっていないという証拠がないので容疑者から外していないんです。5月の終わりくらいまで、私のお得意さんのところへ行って、「河野は、毒ガスの話をしていなかったか。」と聞き込みをしているんですね。

そのような中、6月に入りまして、オウム真理教の信者から、松本サリン事件も彼らの犯行であるという裏付け、供述を取るわけですね。そして、11日か12日に、刑事部長が記者会見で、「河野、事件に関与せず。」「捜査の過程で迷惑をかけた。遺憾の意を表した。」という発表をしました。1年かかって、被疑者がやっと被害者の仲間入りですね。

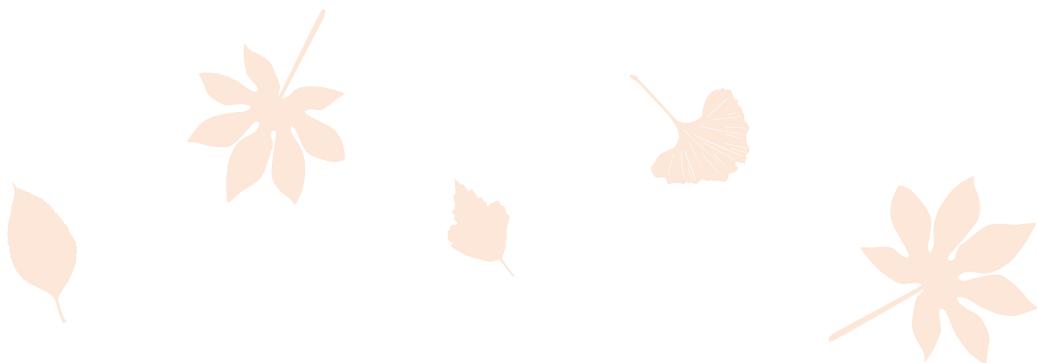
おわりに—「理不尽さ」のない社会を目指して—

事件が起こりますと、被害者と加害者がおります。しかし、もう一つ忘れてはいけないのは、加害者の家族がいるということです。加害者の家族というのは、法律的に言えば普通の人、何でもない人なんです。何でもない人というより、むしろ、被害者と同じくらいつらい思いをしている。やはり、救いの手を差し伸べる手を差し伸べないといけない人だと思えます。

しかし、現実はどうでしょうか。救いの手を延べなきゃいけない、本来そういう人を、加害者と同じようにたたいているというのが現実ですね。

アメリカだったら、加害者の家族というのは、「つらいけど頑張ってください。」といった励ましの言葉がたくさんくるそうです。日本も是非、そんな世の中になってほしい。あまりにも、被疑者、あるいは加害者、加害者の家族というのは理不尽なことが多すぎる。そんなふうになります。

まともな社会になってほしい。そういう希望を持ちまして、持ち時間が一応終わってしまいましたので、取りあえずこれで打ち切らせていただきます。ご清聴ありがとうございました。





第6回 矯正・保護ネットワーク講演会開催案内

主催：龍谷大学矯正・保護総合センター

Paix²(ペペ) 「ともに生きる…ほんとうの幸せとは」

**参加費
無料**

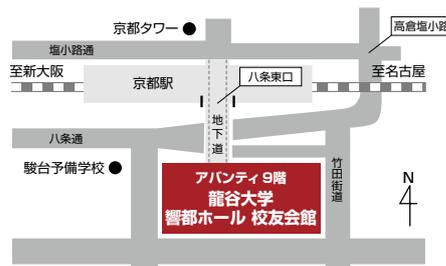
要事前申込

先着300名様

2016年 **2月14日(日)**
13:30~15:45 (開場 12:30~)

龍谷大学
響都ホール 校友会館

(京都市南区東九条西山王町31 アバンティ9階)
JR京都駅八条東口より徒歩約1分



◆ Manami (まなみ)
本名:北尾真奈美(きたおまなみ)
出身地:鳥取県倉吉市(元 大学研究所職員)
[保護司] [法務省矯正支援官]

◆ Megumi (めぐみ)
本名:井勝めぐみ(いかつめぐみ)
出身地:鳥取県琴浦町(元 看護師)
[保護司] [法務省矯正支援官]

▶ Paix²(ペペ) ◀

Paix²は、フランス語で「平和」の意味。二人なので二乗しPaix²(ペペ)と呼ぶ。
NHK教育番組のテーマ曲や、社会を明るくする運動の応援メッセージソングを発表する等、多彩な活動が目立っており、Yahoo トップニュースランキングにも登場。
NHK歌謡コンサートを始め、TBS・TV、日本TV、フジTV、TV朝日等、数多くのメディアに登場しており、新聞・雑誌・ワシントンポストでも紹介され、少女マンガも発表された。コンサートは勿論の事、大学での講演を始め、社会を明るくする運動等の講演講師としても活躍中!

■ 略歴

2000年 Paix2(ペペ)を結成!
2001年 日本コロムビアより(風のように春のように)でメジャーデビュー 矯正施設でのメッセージコンサートを最も数多く展開しており「受刑者のアイドル」と呼ばれている。
2014年9月 1日 法務省より保護司に任命される。
2014年9月12日 ワシントンポスト誌に掲載される
2015年4月22日 法務省矯正支援官に任命される。
2015年6月22日 フランスAFP通信社より英語圏・フランス語圏に配信され紹介される。

■ 受賞歴

法務大臣表彰(2度)、防衛大臣表彰受賞、作田明財団より「社会貢献優秀賞受賞」、矯正局長表彰、管区長表彰 日本BBS連盟会長表彰受賞!他多数の受賞歴を持つ。
矯正施設コンサートは通算365回。(2015年6月27日現在)
◆ CD シングル6枚 アルバム3枚 DVD1枚 他リリース!
◆ 書籍 ☆SAYいっぱいをありがとう(実業之日本社) ☆逢えたいいな(鹿野社刊)
◆ Paix²オフィシャルHP <http://paix2.com/>
※その他の活動の詳細は上記HPをご確認ください。

参加お申込み

参加をご希望される方は、事前にお申込みが必要です。

インターネットから

- ①矯正・保護総合センターのホームページ(<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>)上部にある「お申し込み」ボタンをクリックしてください。
- ②「お申し込み」フォームの必要事項(名前・住所・メールアドレスなど)を入力した後、送信ボタンをクリックしてください。
登録されたメールアドレスに受付完了メールを返信いたします。

FAXから

以下の参加申込書に必要事項をご記入の上、送信してください。

お問い合わせ

龍谷大学 矯正・保護総合センター
TEL:075-645-2040 FAX:075-645-2632
〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67
<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>
E-mail: kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

2016年2月14日 第6回矯正・保護ネットワーク特別講演会参加申込書

フリガナ	当てはまるものに○をしてください。						
お名前	性別	男・女	年齢	10代	20代	30代	40代
				50代	60代	70代以上	
ご住所	〒						
電話番号	FAX番号						
メールアドレス	ご所属・ご職業 (差し支えなければ)						



075-645-2632



研究プロジェクト紹介

「刑罰理論研究PJ」の取り組み

刑罰理論研究PJでは、「現代社会における刑罰の機能」、「異文化と刑法」、「ヘイトクライム研究」の3つの研究プログラムがあります。本PJは、当初、アウクスブルク大学のヘニング・ローゼナウ教授と共同してシンポジウムを開催することをきっかけとして立ち上がりました。その成果は、アウクスブルク大学でシンポジウムを開催したことであり、その全報告論文集（日本語版とドイツ語版）が公表されています。

現在、「現代社会における刑罰の機能」プログラムでは、3人のメンバーで大学における刑法教育のためのテキスト作成に取り組んでいます。今日では、法学部の教育現場においてかつてのような教員の板書ならびに口頭講義中心の授業は影を潜めつつあり、各教員がパワーポイントなどの映像などを多大な労力を使って独自に作成して、これらを駆使して、ややもすれば抽象的・観念的で、ほんとうに興味のある人しか理解しようと思わない法学、特に刑法の議論をより広く学生に理解してもらう努力が行われています。このような努力の一環として、現代の学生のニーズを反映させた刑法教育とはどのようなものかについて理解を深めることに努めつつ、相互に議論して、大学での刑法教育に適したテキストを作成することで、より充実した学生への刑法に関する知識の教授を実現することに努めています。

「ヘイトクライム研究」プログラムでは、量的調査の結果に即して、法的ならび社会的解決モデルを提示します。その内容として、①ヘイト・スピーチ（街頭でのいわゆる街宣活動やデモそしてインターネット上で一定の属性によって特徴づけられる集団に対して攻撃的な態度で脅迫的又は侮辱的な表現をする行為）とは、そもそも何なのか。なぜ、ヘイト・スピーチという言葉を用いる必要があるのか、現行法の名誉毀損や侮辱と何が違うのか、②個人的名誉の毀損とは異なる、ヘイト・スピーチの「害悪」とは何か、害悪から発生する「被害」とは何か、③害悪と被害実態に対応した法的措置及び社会的措置とはどのようなものか。

①について、朝鮮学校襲撃事件に係る京都地裁判決（2013年10月7日）及び大阪高裁判決（2014年7月8日）を中心的素材として、人種差別撤廃条約の意義とその人種差別に該当するヘイト・スピーチとは何かを明らかにします。それと同時にヘイト・スピーチの中身ならび定義を明確にし、これにより個人の名誉に対する毀損とは異なる、ヘイト・スピーチへの具体的対策を構想する上での重要な認識の基礎を構築します。

②について、ヘイト・スピーチの「害悪」と「被害」の客観的実態を明らかにします。ヘイト・スピーチを「不快」という感情レベルの問題として誤解する傾向を是正するために、聞き取りによる被害態様調査、実態調査等を行うことで、evidenceとdataを収集し、「害悪」とその「被害」に関する知見をもとに、ヘイト・スピーチが社会的排除そして将来の暴力犯罪を扇動する看過できないプロセスであることを解明します。

③について、①②を踏まえてヘイト・スピーチの害悪、その被害実態、表現の自由及び人間の尊厳の4つの観点から、諸外国での国・自治体での法規制の動向ならびに特殊性を調査し、最終的に、法的に規制した場合と規制しない場合の問題性を明らかにして、法制度モデルならびに社会制度モデルを提案します。



開催報告

シンポジウム「宗教教誨の現在と未来～日本人の宗教意識～」の開催報告

2015年7月11日、文部科学省科学研究費助成・新学術領域研究〔法と人間科学〕「犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究」と協働して、「宗教教誨の現在と未来」をテーマにシンポジウムを本学深草学舎和顔館にて開催しました。当日、300人を超える方が参加しました。

シンポジウムは3部構成で、第1部では、大谷光真氏（浄土真宗本願寺派前門主）をお迎えし、昨年ノンフィクション「教誨師」を上梓されたジャーナリストの堀川恵子氏がインタビュー形式で、宗教と教誨について話しを伺いました。

続いて、第2部では、「犯罪と宗教教誨」をテーマに赤松徹真氏（龍谷大学学長）、平野俊興氏（東京拘置所教誨師）、平川宗信氏（名古屋大学名誉教授）が講演をおこないました。

また、第3部では、会場の方からのご意見も伺いながら、第1部、第2部の登壇者全員で意見交換をしました。



<シンポジウム第3部の様子>

團藤重光文庫受贈記念展示会の開催報告

團藤重光文庫受贈記念展示会を2014年12月と2015年7月の2回にわたり開催しました。この展示会では、故團藤重光氏から本学へ寄贈されました書籍や各種審議会などの立法資料、書簡などの資料（いわゆる團藤重光文庫）の一部を公開しました。

第1回は、「わが心の旅路」と題し、2014年12月1日から12日までの12日間開催しました。開催期間中、300人を超える来館者がありました。また、第2回は、「いのちといのり」と題して、2015年7月10日から12日の3日間開催し、こちらも100人を超える方が来館されました。



<第1回展示会の様子>



<第2回展示会の様子>

You,
Unlimited



龍谷大学
RYUKOKU UNIVERSITY



新刊情報

『龍谷大学矯正・保護 総合センター 研究年報 第4号 2014年』

[編集発行者] 龍谷大学矯正・保護総合センター
[発行所] 株式会社 現代人文社
[発行日] 2015年2月16日発行



ISBN978-4-87798-595-0

『矯正講座 第34号 (2014年)』

[発行者] 龍谷大学矯正・保護課程委員会
[編集者] 矯正講座編集委員会
[発行所] 株式会社 成文堂
[発行日] 2015年3月20日発行



ISBN978-4-7923-3333-1



龍谷大学 矯正・保護総合センター

- 京阪「深草駅」下車徒歩8分
- JR奈良線「稲荷駅」下車徒歩13分
- 京都市営地下鉄烏丸線「くいな橋駅」下車徒歩5分

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 至心館
Tel.075-645-2040 Fax.075-645-2632
URL <http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>
E-mail kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp